

埼玉県日本歯科大学校友会共済規則

第1条 本規則は、会則第3条第1号及び第4条の規定によりこれを定める。

第2条 この共済制度は、正会員（以下「会員」という。）の相互扶助の理念に基づき、会員の福祉共済を図ることを目的とする。

第3条 前条の目的を達成するために、会員及び親族の死亡、災害、疾病、全盲、慶事、その他に関して必要な給付を行う。

第4条 この規則で給付する共済金の種類は次のとおりとする。

- (1) 死亡共済金
- (2) 災害見舞金
- (3) 疾病見舞金
- (4) 全盲見舞金
- (5) 慶事祝金
- (6) その他の共済金

第5条 共済金の支給基準は次のとおりとする。（準会員及び名誉会員を除く。）

- (1) 死亡共済金
会員及び会員の配偶者、親族の死亡に際し支給する。
 - 1) 会員が死亡した場合は、その遺族に弔慰金60,000円と花輪一基を贈る
 - 2) 会員の配偶者が死亡した場合は、その会員に弔慰金10,000円と花輪一基を贈る
 - 3) 会員と同居する親、又は同一戸籍のものが死亡した場合は花輪一基を贈る
- (2) 災害見舞金
会員の住居及び診療所の火災、災害に際し支給する。
 - 1) 全壊、流失、全焼の場合は見舞金50,000円を贈る
 - 2) 半壊、水没、半焼の場合は見舞金30,000円を贈る
 - 3) ⅓壊、床上浸水、⅓焼失の場合は20,000円を贈る
- (3) 疾病見舞金
会員が傷病又は疾病のため長期療養した場合に支給する。
 - 1) 90日以上入院又は就業不能の場合は、見舞金50,000円を贈る
 - 2) 引き続き90日の場合は、見舞金50,000円を贈る
- (4) 全盲見舞金
会員が全盲となった場合は、見舞金50,000円を贈る。
- (5) 慶事祝金
会員が叙勲又は褒章を受けたときは、祝金20,000円を贈る。
- (6) その他の共済金
その他、会員の福祉共済に関する共済金の支給は、随時常任理事会で決める。

第6条 この規則の給付を受けようとする権利は、給付事由発生の日から1年未満とする。

第7条 共済金の給付を受けようとする場合は、本会所定の共済証明書（報告書）に必要事項を記入し、支部長を経て会長に提出しなければならない。この場合必要あるときは、事故等を証明する書類を添付する。

第8条 共済金支給の査定は、常任理事会の議決を経なければならない。

第9条 震災、風水害、火災等の大災害により事故が多数発生し、本規定の基準により難い場合は、常任理事会の議決を経て臨時措置をとることができる。

第10条 この共済制度の給付は、「共済金特別会計」をもって行う。

2 「共済金特別会計」の原資は、本会一般会計の共済金繰り入れ及びその他の収入をもってこれにあてる。

第11条 共済金の支出は、支出内容と共に総会で報告し、承認を得なければならない。

第12条 この規則を変更、又は廃止しようとするときは、総会の議決を経なければならない。

附 則

この規則は、平成6年6月26日から施行する。

この一部改正は、平成9年7月6日から施行する。

この一部改正は、平成15年7月13日から施行する。